

私立学校法等施行細則

昭和 25 年 10 月 28 日
三重県規則 第 110 号

〔沿革〕 昭和 27 年 2 月 11 日三重県規則第 8 号、9 月 13 日第 70 号、30 年 12 月 21 日第 55 号、37 年 7 月 11 日第 62 号、41 年 4 月 1 日第 16 号、48 年 3 月 22 日第 11 号、53 年 3 月 7 日第 5 号、平成 7 年 3 月 31 日第 35 号、10 年 4 月 1 日第 35 号、14 年 3 月 29 日第 35 号、14 年 10 月 18 日第 60 号、17 年 3 月 7 日第 9 号、19 年 12 月 26 日第 71 号、20 年 2 月 26 日第 3 号、24 年 3 月 30 日第 19 号、27 年 9 月 1 日第 65 号改正

私立学校法等施行細則を、次のとおり定める。

私立学校法等施行細則
題名改正〔昭和 53 年規則 5 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）その他の法令に定めるもののほか、私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関して、必要な事項を定めるものとする。

(寄附行為認可申請書の添付書類等)

第 2 条 私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）第 2 条第 5 項第 3 号（同省令第 8 条において準用する場合を含む。）の所轄庁の定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 私立学校の設置に要する経費及びその財源内訳を記載した書類
 - 2 負債を予定する場合は、その償還計画を記載した書類
 - 3 生徒等の納付金等を記載した書類
- 2 私立学校法施行規則第 2 条第 5 項（同省令第 8 条において準用する場合を含む。）の所轄庁の定める日は、当該学校法人等の設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を開設しようとする年度の前年度の 5 月 31 日とする。

(寄附行為変更認可申請書の添付書類等)

第 3 条 私立学校法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号（同省令第 8 条において準用する場合を含む。）の所轄庁の定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 寄附行為
- 2 当該学校法人の登記事項証明書

- 3 当該学校法人の沿革その他参考資料
- 2 私立学校法施行規則第4条第6項の所轄庁の定める日は、当該学校法人が新たに私立学校を開設し、又はその設置している私立学校に新たに課程等を設置しようとする年度の前年度の5月31日とする。

(私立学校等の設置認可申請手続)

第4条 学校教育法第4条(同法第134条第2項において準用する場合を含む。)又は第130条第1項の規定により私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の設置についての認可の申請をしようとする者は、認可申請書に次の各号に掲げる書類を添え、当該学校を開設しようとする年度の前年度の5月31日までに知事に申請しなければならない。

- 1 設置趣意書
- 2 施設の概要書
- 3 校地、校舎等の所有権を証する書類又は賃借契約書
- 4 校具及び教具の明細表
- 5 学級編成表
- 6 教職員組織表及び教職員名簿
- 7 設置者(法人にあつては、その代表者)の履歴書及び身分証明書
- 8 教職員の履歴書、身分証明書及び教職員免許状の写し又はこれに代わるもの

(収容定員に係る学則の変更認可申請手続)

第5条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第23条第11号の規定による収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書に学校教育法施行規則第5条第3項に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を添えて、当該収容定員を変更しようとする年度の前年度の5月31日までに、知事に申請しなければならない。

- 1 学則
- 2 変更事項を示す新旧対照表
- 3 変更後の学級編成を記載した書類
- 4 教職員組織表及び教職員名簿
- 5 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

(授業の休止)

第6条 私立学校が引き続き1月以上授業を休止しようとするときは、設置者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

- 1 理由
- 2 児童、生徒、学生又は幼児の処置
- 3 授業休止の期間
- 4 法人の場合は理事会の決議録

(園長等の異動届)

第7条 私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の園長及び校長に異動があつたときは、当該学校の設置者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(私立学校審議会の名称)

第8条 私立学校法第9条第1項の規定に基づく県の私立学校審議会の名称は、三重県私立学校審議会(以下「審議会」という。)とする。

(審議会の委員)

第9条 審議会の委員の定数は、告示で定める。

(審議会の庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

附 則

この細則は、公布の日から施行し昭和25年9月30日から適用する。

附 則(昭和27年2月11日三重県規則第8号)

この細則は、公布の日から施行し昭和27年2月1日から適用する。

附 則(昭和27年9月13日三重県規則第70号)

この細則は、公布の日から施行し、昭和27年2月22日から適用する。

附 則(昭和3年12月21日三重県規則第55号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和30年11月1日から適用する。

附 則(昭和37年7月11日三重県規則第62号抄)

1 この規則(中略)は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(昭和41年4月1日三重県規則第16号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(昭和48年3月22日三重県規則第11号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月7日三重県規則第5号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の私立学校法等施行細則第2条第2項の規定は、学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第102条第1項の規定により私立の幼稚園を設置している者が、私立学校法(昭和24年法律第270号)第30条の規定により学校法人の設置を目的とする寄附行為の認可を申請しようとする場合には、適用しない。

3 改正後の私立学校法等施行細則第2条第2項、第3条第2項、第4条(申請期限に係る部分に限る。)及び第5条後段の規定は、当分の間、知事が特にやむを得ない理由があると認める場合には、適用しないものとする。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日三重県規則第 35 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 4 月 1 日三重県規則第 35 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日三重県規則第 35 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 10 月 18 日三重県規則第 60 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 7 日三重県規則第 9 号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 26 日三重県規則第 71 号）

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 26 日三重県規則第 3 号）

この規則は、交付の日から施行する。ただし、第 10 条の改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日三重県規則第 19 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 1 日三重県規則第 65 号）

この規則は、公布の日から施行する。